

岐阜県プラスチック資源循環推進懇談会設置要綱

(目的)

第1 岐阜県プラスチック資源循環推進懇談会（以下「懇談会」という。）は、第3次岐阜県廃棄物処理計画の重点分野であるプラスチックごみ削減の推進のため、県内のプラスチックの資源循環の推進に係る実効性のある取組を協議・検討（以下「協議等」という。）することを目的とする。

(所掌事項)

第2 懇談会は、前条の目的を達成するために次の事項の協議等を行う。

- (1) プラスチックの資源循環の推進に係る実効性のある取組に関すること。
- (2) 関係団体等間の情報共有及び連携に関すること。
- (3) その他懇談会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 協議会に座長を置き、協議会構成員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(任期等)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(懇談会)

第5 懇談会は、県が設定した懇談会におけるテーマに応じて県が招集する。

(事務局)

第6 懇談会の事務局は、岐阜県環境生活部廃棄物対策課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。